

自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父母及び子1名）のうち申立人母子が避難したことにより生じた避難費用及び生活費増加費用等について、平成27年3月分までの生活費増加費用（二重生活に伴う増加分）、平成28年3月に自宅に帰還した際の避難費用（帰還交通費）、同（引越関連費用）等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 避難費用（帰還交通費）
（平成28年3月27日）
- 2 避難費用（引越し関連費用）
（平成26年3月14日から平成28年3月22日）
- 3 避難費用（面会交通費）
（平成26年12月26日から平成27年4月6日）
- 4 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加費用）
（平成27年1月1日から同年3月末日）
- 5 避難雑費
（平成27年1月1日から同年3月末日）
- 6 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、第1項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金406,467円の支払義務があることを認める。

（内訳）

1 避難費用（帰還交通費）	3,680円
2 避難費用（引越し関連費用）	118,498円
3 避難費用（面会交通費）	152,450円
4 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加費用）	60,000円
5 避難雑費	60,000円
6 本件和解仲介に関する弁護士費用	11,839円

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、

本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年11月12日

(仲介委員 古澤眞尋)